

## 傷病手当金

傷病手当金は、社会保険に加入している被保険者が、病気やけがのために仕事を休み、給料の支給が受けられない時に、加入している健康保険者から支給をうけることができます。

### <支給条件>

以下の4項目全てに該当する必要があります。

1. 病気やけがで療養中である。
2. その為に仕事につけない。
3. 連続する3日間を含み、4日以上仕事を休んでいる。  
(休み始めて最初の3日間は支給されず、4日目から支給されます)
4. 仕事を休んだ期間に給与の支払いがない。

### <支給金額>

- ・1日あたりの支給額…【支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × 2/3】
- ・支給開始以前の期間が12ヶ月に満たない場合は次の①、②を比べて少ない方の額を使用して計算します。  
①支給開始の属する月以前の継続した各月の標準月額の平均額  
②30万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

### <支給期間> ※2022年1月1日に制度の改正がありました

- ・支給期間は同一の病気・けがに関する支給開始日から通算して1年6ヶ月に達する日までが対象になります。

\*2021年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金が対象

### <傷病手当金の手続き>

勤務先の事業主と医療機関に傷病により仕事を休んでいることを「傷病手当金支給申請書」等で証明してもらい、健康保険者に申請します。

### <注意点>

1. 以下に該当する方は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。
  - ・事業主から報酬、給与の支給を受けた場合
  - ・同一の病気・けがにより、障害厚生年金や労災保険から休業補償給付を受けている場合  
(\*異なる傷病の場合、同一の病気・けがでも障害基礎年金のみを受給している場合は調整されない)
  - ・退職後、老齢厚生年金、資格喪失後の傷病手当金を受けられる人が老齢退職年金の支給を受けることができる場合 (\*在職中、老齢年金と傷病手当金の調整はないが、給与と老齢年金の調整はある)
  - ・出産手当金を受給している場合
2. 退職後に傷病手当金の給付を受ける場合、被保険者期間が継続して1年以上あり、退職の時点で傷病手当を受けているか、受けられる条件を満たしていれば傷病手当金は支給を受けられます。

令和4年1月1日から

# 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

## 改正のポイント

- 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。
  - 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
  - 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えて、繰り越して支給可能になります。
- この改正は、令和4年1月1日から施行されます。
  - 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

## 支給期間の考え方

### 現行の傷病手当金の支給期間

療養期間			療養期間			療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	出勤	欠勤	
待 期 間	支 給		不 支 給	支 給	不 支 給	不 支 給		

1年6か月

※支給開始日から起算して  
1年6か月経過後は不支給

### 改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間			療養期間			療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	出勤	欠勤	
待 期 間	支 給		不 支 給	支 給	不 支 給	支 給		

通算1年6か月

※支給開始日から通算して  
1年6か月まで支給

【お問い合わせ】お手続きの詳細は、ご加入の医療保険者までお問い合わせください。